

第二種認定を既に受けている事業主様へ

認定された計画に変更が生じた場合は変更申請が必要です

変更申請が必要になるかどうか、よくあるご質問は、以下の Q&A をご確認ください。

こちらに該当するものがない場合は、雇用環境・均等室までお問い合わせください。

【Q-1】60歳定年で65歳まで希望者全員を再雇用していましたが、定年を65歳に引き上げました。

→「3 その他」の□の箇所が変わるために、変更申請が必要です。

3 その他

- 高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。
- 65歳以上への定年の引き上げ
- 継続雇用制度の導入



3 その他

- 高年齢者雇用安定法第9条の高年齢者雇用確保措置を講じている。
- 65歳以上への定年の引き上げ
- 継続雇用制度の導入

【Q-2】定年を65歳から70歳に引き上げました。

→「3 その他」の□の箇所が変わらないため、変更申請が不要です。

【Q-3】高年齢者雇用等推進者にA氏を選任し認定を受けましたが、B氏に変更しました。

→「2 その他」の□の箇所が変更とならないため、変更申請が不要です。

※推進者の選任をやめて別の措置を講じた場合には、変更申請が必要になります。

【Q-4】法人名や法人所在地等に変更がありました。

→ 変更申請は不要ですが、労働局にその旨を必ずご連絡ください。

※企業再編等が係る際は、変更申請が必要となる場合もあります。

変更申請に際しては、以下の書類をご提出ください。(各、正副2部)

◇変更申請書及び添付書類

◇既に認定された認定通知書一式

※紛失等で前回の認定通知書が添付できない場合は、ご相談ください。